

北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

令和2年4月1日（水曜日）

第613号

目次

公 示	△一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る事前試験の合格者について	・・・P1
	△「準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率について」の一部改正について	・・・P2
	△「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について」の一部改正について	・・・P2
	△「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について	・・・P2
	△「特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について	・・・P2
許認可等	△自動車分解整備事業の認証	・・・P3
	△指定自動車整備事業の指定	・・・P3
	△旅客不定期航路事業の許可	・・・P4

○ 公 示

■ 公示第96号（自動車交通部）

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る事前試験の合格者について

令和2年3月24日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験について」（平成14年7月1日付け公示第23号）に基づき、令和2年3月17日に実施した事前試験合格者を下記のとおり発表する。

記

【法令のみ】

営業区域	合格者受験番号
新潟交通圏	202003 新潟 01
新潟交通圏	202003 新潟 02
新潟交通圏	202003 新潟 03
金沢交通圏	202003 金沢 01
金沢交通圏	202003 金沢 02
松本交通圏	202003 松本 01

■ 公示第 97 号（自動車交通部）

「準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率について」
の一部改正について

「準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率について」（平成 28 年 11 月 4 日
付け公示第 52 号）を別紙のとおり一部改正する。

令和 2 年 4 月 1 日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

※別紙は 5～6 頁参照

■ 公示第 98 号（自動車交通部）

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の
判断結果について」の一部改正について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について」（令和元年
8 月 23 日付け公示第 37 号）を別紙のとおり一部改正する。

令和 2 年 4 月 1 日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

※別紙は 7～9 頁参照

■ 公示第 99 号（自動車交通部）

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」（平成 27 年 8 月 19 日付け公示第 3
5 号）を別紙のとおり一部改正する。

令和 2 年 4 月 1 日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

※別紙は 10～14 頁参照

■ 公示第 100 号（自動車交通部）

「特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について

「特定地域における適正と考えられる車両数について」（平成 27 年 8 月 10 日付け公示第 31
号）を別紙のとおり一部改正する。

令和 2 年 4 月 1 日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

※別紙は 15～18 頁参照

○ 許 認 可 等

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	富認証第290号
認証年月日	令和2年3月24日
事業者名	株式会社ニーズプラス（法人番号 4230001017454）
事業場の名称	株式会社ニーズプラス
事業場の所在地	富山県富山市下大久保1090番
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

認証番号	富認証第291号
認証年月日	令和2年3月24日
事業者名	有限会社松井板硝子店（法人番号 7230002003351）
事業場の名称	有限会社松井板硝子店
事業場の所在地	富山県富山市小島町2番2
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝
業務範囲の限定	なし

認証番号	富認証第292号
認証年月日	令和2年3月24日
事業者名	東洋ゴム北陸販売株式会社（法人番号 8230001001850）
事業場の名称	タイヤプロ富山店
事業場の所在地	富山県富山市蜷川115番1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝
業務範囲の限定	なし

■指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第40143号
指定年月日	令和2年3月26日
事業者名	有限会社南出自動車（法人番号 9220002012905）
事業場の名称	有限会社南出自動車
事業場の所在地	石川県加賀市黒瀬町ワの7番地2
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第40144号
指定年月日	令和2年3月30日
事業者名	カーリングサポート株式会社 (法人番号 5220001020391)
事業場の名称	カーリングサポート株式会社
事業場の所在地	石川県白山市熱野町口1番地1
対象とする自動車の種類	普通自動車(大型)、普通自動車(中型)、普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、大型特殊自動車、小型四輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第10247号
指定年月日	令和2年3月30日
事業者名	株式会社モーターパル (法人番号 6110001029815)
事業場の名称	株式会社モーターパル
事業場の所在地	新潟県三条市直江町四丁目2176番地2
対象とする自動車の種類	普通自動車(大型)、普通自動車(中型)、普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、大型特殊自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第20291号
指定年月日	令和2年3月30日
事業者名	株式会社スズキ自販長野 (法人番号 1100001001580)
事業場の名称	スズキアリーナ信州小諸
事業場の所在地	長野県小諸市丙字青木407番地8
対象とする自動車の種類	普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	軽油を燃料とする原動機を除く
指定の条件	なし

■旅客不定期航路事業の許可 (海事部)

申請者 株式会社こっしゃえる (法人番号 4220001022182)
代表取締役 山下 久弥
石川県鳳珠郡能登町字小木11字14番地
許可年月日 令和2年3月27日
航路名 九十九湾周遊航路

以上

新			旧																										
公 示			公 示																										
<p>公示第52号</p> <p style="text-align: center;">準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率について</p> <p>「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」(平成26年1月27日付け公示第76号。以下「営業方法制限公示」という。)第32.に基づき、準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成28年11月4日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">県別</th> <th style="width: 20%;">対象地域</th> <th style="width: 70%;">対象となる事業者の減休車率の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">新潟県</td> <td style="text-align: center;">長岡交通圏</td> <td style="text-align: center;">減休車率 10.8%を超える</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上越交通圏</td> <td style="text-align: center;">減休車率 5.6%を超える</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新発田市A</td> <td style="text-align: center;">減休車率 10.3%を超える</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">柏崎市A</td> <td style="text-align: center;">減休車率 5.8%を超える</td> </tr> </tbody> </table>			県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件	新潟県	長岡交通圏	減休車率 10.8%を超える	上越交通圏	減休車率 5.6%を超える	新発田市A	減休車率 10.3%を超える	柏崎市A	減休車率 5.8%を超える	<p>公示第52号</p> <p style="text-align: center;">準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率について</p> <p>「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」(平成26年1月27日付け公示第76号。以下「営業方法制限公示」という。)第32.に基づき、準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成28年11月4日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">県別</th> <th style="width: 20%;">対象地域</th> <th style="width: 70%;">対象となる事業者の減休車率の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">新潟県</td> <td style="text-align: center;">長岡交通圏</td> <td style="text-align: center;">減休車率 10.8%を超える</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上越交通圏</td> <td style="text-align: center;">減休車率 5.6%を超える</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新発田市A</td> <td style="text-align: center;">減休車率 10.3%を超える</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">柏崎市A</td> <td style="text-align: center;">減休車率 5.8%を超える</td> </tr> </tbody> </table>			県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件	新潟県	長岡交通圏	減休車率 10.8%を超える	上越交通圏	減休車率 5.6%を超える	新発田市A	減休車率 10.3%を超える	柏崎市A	減休車率 5.8%を超える
県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件																											
新潟県	長岡交通圏	減休車率 10.8%を超える																											
	上越交通圏	減休車率 5.6%を超える																											
	新発田市A	減休車率 10.3%を超える																											
	柏崎市A	減休車率 5.8%を超える																											
県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件																											
新潟県	長岡交通圏	減休車率 10.8%を超える																											
	上越交通圏	減休車率 5.6%を超える																											
	新発田市A	減休車率 10.3%を超える																											
	柏崎市A	減休車率 5.8%を超える																											

長野県	松本交通圏	減休車率 17.7%を超える
	上田市A	減休車率 22.5%を超える
	飯田市A	減休車率 17.8%を超える
富山県	高岡・氷見交通圏	減休車率 13.8%を超える
	砺波市B、南砺市	減休車率 13.0%を超える
	富山交通圏	減休車率 13.9%を超える
石川県	金沢交通圏	減休車率 9.9%を超える
	南加賀交通圏	減休車率 13.3%を超える

附 則

この公示は、平成28年11月4日から施行する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第45号で一部改正）
この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日付け公示第83号で一部改正）
この公示は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け公示第97号で一部改正）
この公示は、令和2年4月1日から適用する。

長野県	松本交通圏	減休車率 17.7%を超える
	上田市A	減休車率 22.5%を超える
	飯田市A	減休車率 17.8%を超える
富山県	高岡・氷見交通圏	減休車率 13.8%を超える
	砺波市B、南砺市	減休車率 13.0%を超える
石川県	金沢交通圏	減休車率 9.9%を超える
	南加賀交通圏	減休車率 13.3%を超える

附 則

この公示は、平成28年11月4日から施行する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第45号で一部改正）
この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日付け公示第83号で一部改正）
この公示は、平成31年4月1日から適用する。

別紙 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について

新	旧
<p data-bbox="465 320 763 347">公 示</p> <p data-bbox="136 389 300 416">公示第37号</p> <p data-bbox="241 496 987 555">準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について</p> <p data-bbox="109 600 1115 730">平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果を下記のとおり定めたので公示する。 なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="136 807 376 834">令和元年8月23日</p> <p data-bbox="539 911 909 938">北陸信越運輸局長 板崎 龍介</p>	<p data-bbox="1496 320 1794 347">公 示</p> <p data-bbox="1171 389 1335 416">公示第37号</p> <p data-bbox="1276 496 2022 555">準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について</p> <p data-bbox="1144 600 2150 730">平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果を下記のとおり定めたので公示する。 なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="1171 807 1411 834">令和元年8月23日</p> <p data-bbox="1570 911 1939 938">北陸信越運輸局長 板崎 龍介</p>

記

令和元年度における需給状況の判断結果

都道府県	営業区域名 (交通圏)	必要車両数 (両)	平成30年度末 車両数 (両)	増加可能 車両数 (両)
新潟県	長岡交通圏	234	300	▲66
	上越交通圏	132	156	▲24
	柏崎市A	55	85	▲30
	新発田市A	47	57	▲10
長野県	松本交通圏	351	500	▲149
	上田市A	62	86	▲24
	飯田市A	111	170	▲59
富山県	高岡・氷見交通圏	135	217	▲82
	砺波市B、南砺市	24	40	▲16
	富山交通圏	251	403	▲152
石川県	金沢交通圏	1003	1289	▲286
	南加賀交通圏	161	247	▲86

※上記「平成30年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車（個人タクシーを除く。）の数である。

附 則

本公示は、令和元年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（令和2年4月1日付け公示第98号で一部改正）

この公示は、令和2年4月1日から適用する。

記

令和元年度における需給状況の判断結果

都道府県	営業区域名 (交通圏)	必要車両数 (両)	平成30年度末 車両数 (両)	増加可能 車両数 (両)
新潟県	長岡交通圏	234	300	▲66
	上越交通圏	132	156	▲24
	柏崎市A	55	85	▲30
	新発田市A	47	57	▲10
長野県	松本交通圏	351	500	▲149
	上田市A	62	86	▲24
	飯田市A	111	170	▲59
富山県	高岡・氷見交通圏	135	217	▲82
	砺波市B、南砺市	24	40	▲16
石川県	金沢交通圏	1003	1289	▲286
	南加賀交通圏	161	247	▲86

※上記「平成30年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車（個人タクシーを除く。）の数である。

附 則

本公示は、令和元年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

(別紙)

1. ～2. 略

3. 富山県
(1) 略

(2)富山交通圏

1. 輸送需要量の算定

平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	平成29年度 総実車キロ	平成30年度 総実車キロ	輸送需要量
6,546,681	6,723,421	5,891,863	5,817,226	5,900,686	5,516,520

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
251	5,516,520	13,949,189	0.49	103,008	365	0.90

4. 略

(別紙)

1. ～2. 略

3. 富山県
(1) 略

4. 略

別紙 準特定地域における適正と考えられる車両数について

新	旧
<p data-bbox="454 320 757 352">公 示</p> <p data-bbox="136 395 315 427">公示第35号</p> <p data-bbox="266 504 943 536">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="107 651 1099 791">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="136 799 882 831">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="136 906 421 938">平成27年8月19日</p> <p data-bbox="589 1015 985 1046">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p data-bbox="589 1126 622 1158">記</p> <p data-bbox="197 1198 461 1230">別添のとおりとする。</p> <p data-bbox="197 1305 792 1369">附 則 この公示は、平成27年8月19日から適用する。</p>	<p data-bbox="1473 360 1776 392">公 示</p> <p data-bbox="1155 432 1335 464">公示第35号</p> <p data-bbox="1285 541 1962 572">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="1122 651 2136 791">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="1151 799 1897 831">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="1151 906 1435 938">平成27年8月19日</p> <p data-bbox="1599 1015 1995 1046">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p data-bbox="1599 1126 1632 1158">記</p> <p data-bbox="1207 1198 1471 1230">別添のとおりとする。</p> <p data-bbox="1207 1305 1803 1369">附 則 この公示は、平成27年8月19日から適用する。</p>

附 則（平成28年7月15日付け公示第24号で一部改正）
この公示は、平成28年7月15日から適用する。

附 則（平成28年8月1日付け公示第32号で一部改正）
この公示は、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成29年8月22日付け公示第29号で一部改正）
この公示は、平成29年8月22日から適用する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第44号で一部改正）
この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

附 則（平成31年4月5日付け公示第2号で一部改正）
この公示は、平成31年4月5日から適用する。

附 則（令和元年8月23日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、令和元年8月23日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け公示第99号で一部改正）
この公示は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（平成28年7月15日付け公示第24号で一部改正）
この公示は、平成28年7月15日から適用する。

附 則（平成28年8月1日付け公示第32号で一部改正）
この公示は、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成29年8月22日付け公示第29号で一部改正）
この公示は、平成29年8月22日から適用する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第44号で一部改正）
この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

附 則（平成31年4月5日付け公示第2号で一部改正）
この公示は、平成31年4月5日から適用する。

附 則（令和元年8月23日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、令和元年8月23日から適用する。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成30年度末 車両数(両)	平成30年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	長岡交通圏	263	234	300	12.3
	上越交通圏	148	132	156	5.1
	柏崎市 A	62	55	85	27.1
	新発田市 A	53	47	57	7.0
長野	松本交通圏	394	351	500	21.2
	上田市 A	70	62	86	18.6
	飯田市 A	124	111	170	27.1
富山	高岡・氷見交通圏	152	135	217	30.0
	砺波市 B、南砺市	27	24	40	32.5
	富山交通圏	<u>283</u>	<u>251</u>	<u>403</u>	<u>29.8</u>
石川	金沢交通圏	1128	1003	1289	12.5
	南加賀交通圏	181	161	247	26.7

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成30年度末 車両数(両)	平成30年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	長岡交通圏	263	234	300	12.3
	上越交通圏	148	132	156	5.1
	柏崎市 A	62	55	85	27.1
	新発田市 A	53	47	57	7.0
長野	松本交通圏	394	351	500	21.2
	上田市 A	70	62	86	18.6
	飯田市 A	124	111	170	27.1
富山	高岡・氷見交通圏	152	135	217	30.0
	砺波市 B、南砺市	27	24	40	32.5
石川	金沢交通圏	1128	1003	1289	12.5
	南加賀交通圏	181	161	247	26.7

※上記「平成29年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))を除く。)の数である。

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成30年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走 行キロ *2	平成13 年度実 車率	平均延実 働車両数 *2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	長岡交通圏	4,744,745	4,608,484	12,051,159	0.45	90,548	0.80	0.90
	上越交通圏	2,853,896	2,833,463	6,865,757	0.48	50,088	0.80	0.90
	柏崎市A	1,279,525	1,188,479	3,066,861	0.48	22,724	0.80	0.90
	新発田市A	930,429	904,452	2,370,316	0.45	18,308	0.80	0.90
長野	松本交通圏	5,967,148	5,821,258	15,794,061	0.45	141,767	0.80	0.90
	上田市A	1,347,815	1,321,733	3,109,423	0.48	23,055	0.80	0.90
	飯田市A	1,967,077	1,834,725	5,113,246	0.43	43,632	0.80	0.90
富山	高岡・氷見 交通圏	2,638,572	2,465,437	6,454,529	0.47	55,317	0.80	0.90
	砺波市B、 南砺市	330,887	297,261	946,232	0.46	11,742	0.80	0.90
	富山交通圏	5,900,686	5,516,520	13,949,189	0.49	103,008	0.80	0.90

※上記「平成29年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))を除く。)の数である。

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成30年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走 行キロ *2	平成13 年度実 車率	平均延実 働車両数 *2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	長岡交通圏	4,744,745	4,608,484	12,051,159	0.45	90,548	0.80	0.90
	上越交通圏	2,853,896	2,833,463	6,865,757	0.48	50,088	0.80	0.90
	柏崎市A	1,279,525	1,188,479	3,066,861	0.48	22,724	0.80	0.90
	新発田市A	930,429	904,452	2,370,316	0.45	18,308	0.80	0.90
長野	松本交通圏	5,967,148	5,821,258	15,794,061	0.45	141,767	0.80	0.90
	上田市A	1,347,815	1,321,733	3,109,423	0.48	23,055	0.80	0.90
	飯田市A	1,967,077	1,834,725	5,113,246	0.43	43,632	0.80	0.90
富山	高岡・氷見 交通圏	2,638,572	2,465,437	6,454,529	0.47	55,317	0.80	0.90
	砺波市B、 南砺市	330,887	297,261	946,232	0.46	11,742	0.80	0.90

石川	金沢交通圏	17,789,320	18,138,430	45,657,981	0.39	326,835	0.80	0.90
	南加賀交通圏	3,167,279	3,123,013	8,701,531	0.43	63,157	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1 需要量は、平成26年度から平成30年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定
- *2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成26年度から平成30年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

石川	金沢交通圏	17,789,320	18,138,430	45,657,981	0.39	326,835	0.80	0.90
	南加賀交通圏	3,167,279	3,123,013	8,701,531	0.43	63,157	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1 需要量は、平成26年度から平成30年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定
- *2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成26年度から平成30年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第31号</p> <p style="text-align: center;">特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p>なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年8月10日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附 則 この公示は、平成27年8月10日から適用する。 附 則（平成28年7月15日付け公示第25号で一部改正）</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第31号</p> <p style="text-align: center;">特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p>なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年8月10日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附 則 この公示は、平成27年8月10日から適用する。 附 則（平成28年7月15日付け公示第25号で一部改正）</p>

この公示は、平成28年7月15日から適用する。

附 則（平成31年4月5日付け公示第1号で一部改正）
 この公示は、平成31年4月5日から適用する。
附 則（令和2年4月1日付け公示第100号で一部改正）
この公示は、令和2年4月1日から適用する。

(別添)

特定地域における適正車両数

1. 法人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域 指定日現在 の車両数 ※1	特定地域指定 日現在の車両 数と適正車両 数(上限)との 乖離率(%)	特定地域指定 日現在の車両 数と適正車両 数(下限)との 乖離率(%)
		上限	下限			
新潟	新潟交通圏	887	789	1,052	15.7	25.0
長野	長野交通圏	574	510	712	19.4	28.4

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。))の数である。

1. 個人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域 指定日現在 の車両数 ※1	特定地域指定 日現在の車両 数と適正車両 数(上限)との 乖離率(%)	特定地域指定 日現在の車両 数と適正車両 数(下限)との 乖離率(%)
		上限	下限			

この公示は、平成28年7月15日から適用する。

附 則（平成31年4月5日付け公示第1号で一部改正）
 この公示は、平成31年4月5日から適用する。

(別添)

特定地域における適正車両数

1. 法人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域 指定日現在 の車両数 ※1	特定地域指定 日現在の車両 数と適正車両 数(上限)との 乖離率(%)	特定地域指定 日現在の車両 数と適正車両 数(下限)との 乖離率(%)
		上限	下限			
新潟	新潟交通圏	887	789	1,052	15.7	25.0
長野	長野交通圏	574	510	712	19.4	28.4
富山	富山交通圏	321	285	437	26.5	34.8

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。))の数である。

1. 個人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域 指定日現在 の車両数 ※1	特定地域指定 日現在の車両 数と適正車両 数(上限)との 乖離率(%)	特定地域指定 日現在の車両 数と適正車両 数(下限)との 乖離率(%)
		上限	下限			

新潟	新潟交通圏	312	277	369	15.4	24.9
長野	長野交通圏	55	48	67	17.9	28.4

新潟	新潟交通圏	312	277	369	15.4	24.9
長野	長野交通圏	55	48	67	17.9	28.4
富山	富山交通圏	63	56	85	25.9	34.1

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))の数である。

※1……新潟県新潟交通圏、長野県長野交通圏、の特定地域指定日は平成27年8月1日

(別紙)

1. 算定方法

①法人タクシー

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

②個人タクシー

個人タクシー(1人1車制個人タクシーに限る。)の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシー車両数と上記算定方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。(小数点以下切り上げ)

2. 適正車両数の算定基礎数値

(法人タクシー)

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定			
		平成25年	需要量	平均総走	平成13	平均延実	実働率

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))の数である。

※1……新潟県新潟交通圏、長野県長野交通圏、の特定地域指定日は平成27年8月1日、富山県富山交通圏の特定地域指定日は平成28年7月1日

(別紙)

1. 算定方法

①法人タクシー

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

②個人タクシー

個人タクシー(1人1車制個人タクシーに限る。)の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシー車両数と上記算定方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。(小数点以下切り上げ)

2. 適正車両数の算定基礎数値

(法人タクシー)

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定			
		平成25年	需要量	平均総走	平成13	平均延実	実働率

		度 総実車キロ	*1	行キロ *2	年 度実車 率	働 車両数*2	上限 値*3	下限 値*3
新潟	新潟交通圏	20,161,699	19,068,857	56,995,450	0.42	321,662	0.80	0.90
長野	長野交通圏	9,197,519	8,945,303	25,115,986	0.45	213,534	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1 需要量は、平成21年度から平成25年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

*4 需要量は、平成22年度から平成26年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*5 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

		度 総実車キロ	*1	行キロ *2	年 度実車 率	働 車両数*2	上限 値*3	下限 値*3
--	--	------------	----	-----------	---------------	------------	-----------	-----------

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成26年 度 総実車キロ	需要量 *4	平均総走 行キロ *5	平成13 年 度実車 率	平均延実 働 車両数*2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
富山	富山交通圏	6,546,681	6,301,728	16,127,711	0.49	118,063	0.80	0.90
新潟	新潟交通圏	20,161,699	19,068,857	56,995,450	0.42	321,662	0.80	0.90
長野	長野交通圏	9,197,519	8,945,303	25,115,986	0.45	213,534	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1 需要量は、平成21年度から平成25年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

*4 需要量は、平成22年度から平成26年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*5 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値